お客様各位

一般財団法人北海道建築指導センター

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う住宅相談業務の対応について

日頃より当センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染の全国的な拡大が懸念されるなか、北海道・札幌市緊急共同宣言を踏まえ、当センターの住宅相談業務については次のとおり対応させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

お客様にご不便をおかけすることとなり、誠に恐縮ではございますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

## 1. 住宅相談事業(一般相談)

これまでは、面談による住宅相談と電話による相談を行ってきましたが、感染リスクを 低減させるため、4月15日から既に予約されている相談を除き、電話相談のみの取り扱 いとさせていただきます。

なお、相談時間 (10:00~16:00) に変更はありません。

## 2. 住宅相談(法律相談)

4月28日(火)は電話相談のみの取り扱いとさせていただきます。

## 3. 対応期間について

令和2年4月15日(水)から5月6日(祝水)まで